

1 厚生労働省における政策体系（基本目標、施策大目標及び施策目標） （第4期＝平成29年度～令和3年度）～政策評価の対象～

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策大目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標は、施策大目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

政策体系（基本目標、施策大目標、施策目標）

令和2年7月

基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
1-2	効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること
3-2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
4-1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
5-2	難病等の予防・治療等を充実させること
5-3	適正な移植医療を推進すること
5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること
6-1	有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること
6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
6-3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること
7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること
施策大目標8	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
8-1	革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策大目標9	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

- 9-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
- 9-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること

施策大目標10	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること
---------	---

- 10-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること
- 10-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること
- 10-3 総合的ながん対策を推進すること

施策大目標11	健康危機管理を推進すること
---------	---------------

- 11-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標1	食品等の安全性を確保すること
--------	----------------

- 1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策大目標2	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること
--------	---------------------------

- 2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

施策大目標3	麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること
--------	-------------------

- 3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策大目標4	国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること
--------	-------------------------------

- 4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策大目標5	生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること
--------	------------------------------

- 5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること

基本目標Ⅲ 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標1	労働条件の確保・改善を図ること
--------	-----------------

- 1-1 労働条件の確保・改善を図ること
- 1-2 最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること

施策大目標2	労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること
--------	--------------------------------

- 2-1 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること

施策大目標3	労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を行うこと
--------	--

- 3-1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと
- 3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を行うこと

施策大目標4	安定した労使関係等の形成を促進すること
--------	---------------------

- 4-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を行うとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

施策大目標5	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
--------	---------------------------

- 5-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

基本目標Ⅳ

非正規雇用労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること

施策大目標1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること
1-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること
施策大目標2	非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること
2-1	非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること
施策大目標3	働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実に図ること
3-1	長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等により、ワーク・ライフ・バランスの観点から多様で柔軟な働き方を実現すること
3-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
施策大目標4	個別労働紛争の解決の促進を図ること
4-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること

基本目標Ⅴ

意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
施策大目標2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
施策大目標3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
施策大目標4	失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと
4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策大目標5	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

基本目標Ⅵ

労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
1-1	多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化すること
施策大目標2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援等を行うこと
2-1	若年者の雇用を促進すること（基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照）
2-2	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
2-3	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと

施策大目標3	「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること
3-1	技能継承・振興のための施策を推進すること
基本目標Ⅶ	安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策大目標1	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること
1-1	保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること
1-2	地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること
施策大目標2	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること
2-1	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること
施策大目標3	母子保健衛生対策の充実を図ること
3-1	母子保健衛生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の円滑な支給を図ること
施策大目標4	ひとり親家庭の自立を図ること
4-1	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること
基本目標Ⅷ	ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること
施策大目標1	生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
1-1	生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
1-2	自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること
施策大目標2	福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
2-1	福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること
施策大目標3	戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと
3-1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
3-2	戦没者遺骨収集事業の推進等により、戦没者遺族を慰藉するとともに中国残留邦人等に対する自立支援等を行うこと
基本目標Ⅸ	障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策大目標1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること
1-1	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
1-2	障害者の雇用を促進すること（基本目標Ⅴ施策目標3-1を参照）
基本目標Ⅹ	高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること
施策大目標1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
1-1	国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること
1-2	高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること

施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること（基本目標Ⅴ施策目標3－1を参照）
基本目標ⅩⅠ	高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策大目標1	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること
1－1	医療と介護の連携（基本目標Ⅰ施策目標1－2を参照）
1－2	高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること
1－3	総合的な認知症施策を推進すること
1－4	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
基本目標ⅩⅡ	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
施策大目標1	国際社会への参画・貢献を行うこと
1－1	国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること
1－2	開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること
施策大目標2	国際化に対応した施策を推進すること（再掲）
2－1	医療の国際展開を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標1－1及び8－1を参照）
2－2	感染症の発生・まん延の防止等を図ること（基本目標Ⅰ施策目標5－1を参照）
2－3	外国人労働者対策を推進すること（基本目標Ⅴ施策目標3－1を参照）
基本目標ⅩⅢ	国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること
施策大目標1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
1－1	国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
施策大目標2	研究を支援する体制を整備すること
2－1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること
基本目標ⅩⅣ	国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること
施策大目標1	電子行政推進に関する基本方針を推進すること
1－1	行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること
1－2	社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること
施策大目標2	医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること（再掲）
2－1	医療等情報化インフラの普及のための取組を推進すること（基本目標Ⅰ施策目標3－1を参照）
基本目標ⅩⅤ	国民に信頼される厚生労働行政を実施すること
施策大目標1	業務運営の適正化を図ること
1－1	国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと

2-1 平成 30 年度に成立した主な法律等

法 律 名：生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：平成30年6月8日	施行年月日：平成30年10月1日 (1. (2) (3) は平成31年4月1日、2. (1) は公布日、2. (2) ①は令和3年1月1日、2. (3) は令和2年4月1日、3.は令和元年9月1日※ 等) ※令和元年11月支払いより適用
法 律 番 号：44	主管部局：社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 社会・援護局保護課 子ども家庭局家庭福祉課
1. 趣旨 生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。 2. 概要 1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法） (1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化 ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進 ・就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設 ・両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ（1/2→2/3） ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設 ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設 (2) 子どもの学習支援事業の強化 ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化 (3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充） ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等 2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法） (1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援 ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付 (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化 ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進 ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化 (3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援 ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化 ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施 (4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等 3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法） (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月,8月,12月）から年6回（1月,3月,5月,7月,9月,11月）） 等	

法 律 名：食品衛生法等の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：平成30年6月13日	施行年月日：令和2年6月1日 (2 (1) は平成31年4月1日、2 (5) 及び (6) は、令和3年6月1日)
法 律 番 号：46	主管部局：医薬・生活衛生局食品基準審査課 医薬・生活衛生局食品監視安全課
1. 趣旨 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずるもの。 2. 概要 (1) 広域的な食中毒事案への対策強化 国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととするとともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。 (2) HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化 原則として、すべての食品等事業者には、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。 (3) 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集 健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への	

健康被害情報の届出を求める。
(4) 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備 食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。
(5) 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設 実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種（政令で定める34業種）以外の事業者の届出制の創設を行う。
(6) 食品リコール情報の報告制度の創設 営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。
(7) その他（乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化等）

法 律 名：働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律	
公 布 年 月 日：平成30年7月6日	施行年月日：下記「2. 概要」内の、 (1)：公布日（平成30年7月6日） (2)：平成31年4月1日（中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は令和2年4月1日、①の中小企業における割増賃金率の見直しは令和5年4月1日） (3)：令和2年4月1日（中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は令和3年4月1日）
法 律 番 号：71	主管部局：労働基準局労働条件政策課 労働基準局監督課 労働基準局安全衛生部労働衛生課 雇用環境・均等局有期・短時間労働課 職業安定局総務課
1. 趣旨 労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる。 2. 概要 (1) 働き方改革の総合的かつ継続的な推進 働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定めることとする。（雇用対策法） ※（衆議院において修正）中小企業の取組を推進するため、地方の関係者により構成される協議会の設置等の連携体制を整備する努力義務規定を創設。 (2) 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等 ① 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法） ・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。 （※）自動車運転業務、建設事業、医師等について、猶予期間を設けた上で規制を適用等の例外あり。研究開発業務について、医師の面接指導を設けた上で、適用除外。 ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50％以上）について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。 ・高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。（高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化） ※（衆議院において修正）高度プロフェッショナル制度の適用に係る同意の撤回について規定を創設。 ・労働者の健康確保措置の実効性を確保する観点から、労働時間の状況を省令で定める方法により把握しなければならないこととする。（労働安全衛生法） ② 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法） ・事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。 ※（衆議院において修正）事業主の責務として、短納期発注や発注の内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する努力義務規定を創設。 ③ 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等） ・事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。 (3) 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法） ① 不合理な待遇差を解消するための規定の整備 短時間・有期雇用労働者に関する同一企業内における正規雇用労働者との不合理な待遇の禁止に関し、個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。併せて有期雇用労働者の均等待遇規定を整備。派遣労働者について、派遣先の労働者との均等・均衡待遇、一定の要件※を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することを義務化。また、これらの事項に関するガイドラインの根拠規定を整備。（※）同種業務の一般の労働者の平均的な賃金と同等以上の賃金であること等 ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化 短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化。 ③ 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備 ①の義務や②の説明義務について、行政による履行確保措置及び行政ADRを整備。	

法 律 名：健康増進法の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：平成30年7月25日	施行年月日：令和2年4月1日 (ただし、国及び地方公共団体の責務等については平成31年1月24日、 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関の敷地内禁煙については令和元年7月1日に施行)
法 律 番 号：78	主管部局：健康局健康課
1. 趣旨 望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。 2. 概要 (1) 国及び地方公共団体の責務等 ① 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。 ② 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。 ③ 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。 (2) 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等 ① 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。 ② 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、①に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。 ③ 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、①の適用除外とする。 ④ 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。 ⑤ 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。 (3) 施設等の管理権原者等の責務等 ① 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならないものとする。 ② 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が①に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。 (4) その他 ① 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。 ② この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。 ③ 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	

法 律 名：医療法及び医師法の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：平成30年7月25日	施行年月日：平成31年4月1日 (ただし、(2)のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、(3)のうち専門研修に係る事項並びに(5)の事項は公布日、(1)の事項及び(3)のうち臨床研修に係る事項は令和2年4月1日から施行。)
法 律 番 号：79	主管部局：医政局総務課 医政局地域医療計画課 医政局医事課
1. 趣旨 地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。 2. 概要 (1) 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】 医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設 (2) 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】 都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等のための地域医療支援事務の見直し 等 (3) 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】 医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実 ・ 医 学 部：都道府県知事から大学に対する地域枠／地元出身入学者枠の設定／拡充の要請権限の創設 ・ 臨床研修：臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲 ・ 専門研修：国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設 都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施を意見する仕組みの創設 等 (4) 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】 外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協議	

の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表する仕組みの創設

(5) その他【医療法等】

- ・地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加
- ・健康保険法等について所要の規定の整備 等

法 律 名：水道法の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：平成30年12月12日	施行年月日：令和元年10月1日 (2. (3) ②は令和4年9月30日までは適用しない)
法 律 番 号：92	主管部局：医薬生活衛生局水道課
1. 趣旨 人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。 2. 概要 (1) 関係者の責務の明確化 ① 国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。 ② 都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。 ③ 水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。 (2) 広域連携の推進 ① 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。 ② 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。 ③ 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。 (3) 適切な資産管理の推進 ① 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。 ② 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。 ③ 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。 ④ 水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。 (4) 官民連携の推進 地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。 (5) 指定給水装置工事事業者制度の改善 資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制（5年）を導入する。	

法 律 名：健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法	
公 布 年 月 日：平成30年12月14日	施行年月日：令和元年12月1日
法 律 番 号：105	主管部局：健康局がん・疾病対策課
1. 趣旨 脳卒中、心臓病その他の循環器病が、国民の疾病による死亡・介護の主要な原因になっている現状に鑑み、循環器病の予防等に取り組むことで、国民の健康寿命の延伸を図り、医療・介護の負担軽減に資する。 2. 概要 (1) 基本理念 ・循環器病の予防、循環器病を発症した疑いがある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深める。 ・循環器病患者等に対する保健、医療（リハビリテーションを含む）、福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず等しく、継続的かつ総合的に行われるようにする。 ・循環器病に関する研究の推進を図るとともに、技術の向上の研究等の成果を提供し、その成果を活用して商品等が開発され、提供されるようにする。 (2) 法制上の措置等 ・政府は、循環器病対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。 (3) 循環器病対策推進基本計画の策定等 ・政府は「循環器病対策推進協議会」を設置し「循環器病対策推進基本計画」を策定。少なくとも6年ごとに変更を行う。都道府県は「都道府県循環器病対策推進協議会」を設置するよう努め、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定。少なくとも6年ごとに変更を行うよう努める。等 (4) 基本的施策 ・①循環器病の予防等の推進、②循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び受入れの実施に係る体制の整備、③医療機関の整備、④循環器病患者等の生活の質の維持向上、⑤保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備、⑥保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成、⑦情報の収集提供体制の整備、⑧研究の促進 等	

2-2 令和元年度に成立した主な法律等

法 律 名：労働基準法の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：令和2年3月31日	施行年月日：令和2年4月1日
法 律 番 号：13	主管部局：労働基準局労働関係法課
1. 趣旨 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に伴い、使用人の給料に係る短期消滅時効が廃止されること等を踏まえ、労働者保護の観点から、賃金請求権の消滅時効期間を延長するとともに、当分の間の経過措置を講ずる。 2. 概要 (1) 賃金請求権の消滅時効期間の延長等 ① 賃金請求権の消滅時効期間について、令和2年4月1日施行の改正民法における契約に基づく債権の消滅時効期間が原則5年とされること等を踏まえ、従来の2年から5年に延長する。 ② 消滅時効の起算点について、客観的起算点（賃金支払期日）であることを明確化する。 (2) 記録の保存期間等の延長 ① 賃金台帳等の記録の保存期間について、賃金請求権の消滅時効期間と同様に、従来の3年から5年に延長する。 ② 割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間について、賃金請求権の消滅時効期間と同様に、従来の2年から5年に延長する。 (3) その他 ① 賃金請求権の消滅時効が、権利関係の安定や企業の労務管理の実務に与える影響等を考慮し、賃金請求権の消滅時効期間、賃金台帳等の記録の保存期間、割増賃金未払い等に係る付加金の請求期間について、当分の間は3年とする経過措置を講ずる。 ② 労働者間の公平を図る観点から、施行日以後に賃金支払期日が到来する賃金請求権について新たな消滅時効を適用する。 ③ 本改正法の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは措置を講ずる。	

法 律 名：雇用保険法等の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：令和2年3月31日	施行年月日：令和2年4月1日 (ただし、概要の(1)③は同年8月1日、(4)①②及び(5)①は公布後6月の範囲内において政令で定める日、(2)①②、(3)①②及び(5)②（雇用保険二事業関係のみ）は令和3年4月1日、(1)②は令和4年1月1日、(1)④は令和7年4月1日)
法 律 番 号：14	主管部局：職業安定局雇用保険課 職業安定局高齢者雇用対策課 職業安定局雇用政策課 労働基準局労災管理課
1. 趣旨 多様化する就業ニーズに対応したセーフティネットの整備、就業機会の確保等を通じて、職業の安定と就業の促進等を図るため、雇用保険について、育児休業給付の失業等給付からの分離による位置付けの明確化、65歳以上の短時間複数就業者に対する適用並びに雇用保険料率及び国庫負担の引下げの暫定措置の延長等の措置を講ずるとともに、65歳から70歳までの高齢者就業確保措置等による支援、大企業における中途採用比率の公表の義務化、複数就業者に対する労災保険の給付の拡充等の措置を講ずる。 2. 概要 (1) 雇用保険法の改正 ① 育児休業給付について、失業等給付から独立させ、子を養育するために休業した労働者の生活及び雇用の安定を図るための給付と位置付ける。 ② 二の就業先の合計で週20時間以上労働する65歳以上の者に雇用保険を適用する。 ③ 基本手当の受給資格決定に用いられる被保険者期間の算定方法を見直す。 ④ 高齢雇用継続給付の給付率を引き下げる。 ⑤ 失業等給付の支給を受けていた者が死亡した場合において、平均給与額の修正により生じた遺族の未支給の失業等給付の支給を受ける権利について、会計法の特例を措置する。 ⑥ 国庫負担引下げの暫定措置を令和3年度末まで継続する。 (2) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正 ① 65歳から70歳までの雇用確保措置又は創業支援等措置の実施を努力義務とし、その実施に関し厚生労働大臣が必要な指導及び助言をすることができることとする。 ② ①の各措置の状況を厚生労働大臣への報告事項に追加する。 (3) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の改正 ① 職場や職業に係る情報提供及び高齢者に係る国の施策に関する規定を整備する。 ② 大企業に中途採用比率の公表を義務付けるとともに、その他の中途採用に関する情報の事業主による自主的公表の促進につき国が必要な支援を講ずることとする。 (4) 労働者災害補償保険法の改正 ① 複数の就業先での業務上の負荷を総合的に評価した場合の保険給付を新設する。	

② 複数就業者に対する給付基礎日額の特例を整備する。 ③ 保険給付の支給を受けていた者が死亡した場合において、平均給与額の修正により生じた遺族の未支給の保険給付の支給を受ける権利について、会計法の特例を措置する。
(5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正 ① 複数就業者の場合におけるメリット収支率の算定方法を見直す。 ② 失業等給付及び雇用保険二事業に係る弾力条項を見直す。 ③ 育児休業給付に係る保険料率を設定する。 ④ 雇用保険料率引下げの暫定措置を令和3年度末まで継続する。 (6) 特別会計に関する法律の改正 ① 育児休業給付資金を創設する。

法 律 名：医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：令和元年5月22日	施行年月日：令和2年4月1日（ただし、(1) については公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日、(2) は令和元年10月1日、(3) 並びに (6) ②及び③は令和2年10月1日（一部の規定は令和4年4月1日）、(5) ②及び (7) は公布日、(6) ①は令和3年4月1日）
法 律 番 号：9	主管部局：保険局総務課
1. 趣旨 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。 2. 概要 (1) オンライン資格確認の導入 ・オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止（告知要求制限）する。 (2) オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設 (3) NDB、介護DB等の連結解析等 ・医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う。（DPCデータベースについても同様の規定を整備。） (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等 ・75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、後期高齢者医療広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。 (5) 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化 ① 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。 ② 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。 (6) 審査支払機関の機能の強化 ① 社会保険診療報酬支払基金（支払基金）について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。 ② 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する（支払基金・国保連共通）。 ③ 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する（支払基金・国保連共通）。 (7) その他 ・未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。	

法 律 名：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：令和元年6月5日	施行年月日：令和2年6月1日 （ただし、2 (1) (i) (ii) の対象拡大は令和4年4月1日）、2 (2) (i) は公布日。また、2 (2) (ii) について、中小事業主は令和4年3月31日までは努力義務）
法 律 番 号：24	主管部局：雇用環境・均等局雇用機会均等課
1. 趣旨 女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずる。 2. 概要 (1) 女性活躍推進関係 (i) 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大【女性活躍推進法】 一般事業主行動計画の策定義務の対象を、常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大する。	

- (ii) 女性の職業生活における活躍に関する情報公表の強化及びその履行確保
情報公表義務の対象を101人以上の事業主に拡大する。また、301人以上の事業主については、現在1項目以上の公表を求めている情報公表項目を「①職業生活に関する機会の提供に関する実績」、「②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」に関する項目に区分し、各区分から1項目以上公表することとする。
あわせて、情報公表に関する勧告に従わなかった場合に企業名公表ができることとする。
 - (iii) 女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設
 - (2) パワーハラスメント防止対策関係
 - (i) 国の施策に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決の促進」（ハラスメント対策）を明記【労働施策総合推進法】
 - (ii) パワーハラスメント防止対策の法制化【労働施策総合推進法】
 - ① 事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務（相談体制の整備等）を新設あわせて、措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備
 - ② パワーハラスメントに関する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助、紛争調整委員会による調停の対象とするとともに、措置義務等について履行確保のための規定を整備
 - (iii) セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化【男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法】
 - ① セクシュアルハラスメント等に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化
 - ② 労働者が事業主にセクシュアルハラスメント等の相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いを禁止
- ※パワーハラスメント及び妊娠・出産・育児休業当等に関するハラスメントについても同様の規定を整備

法 律 名：死因究明等推進基本法	
公 布 年 月 日：令和元年6月12日	施行年月日：令和2年4月1日
法 律 番 号：33	主管部局：医政局医事課
1. 趣旨 死因究明等（死因究明及び身元確認）に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与する。 2. 概要 (1) 基本理念 ① 死因究明等の推進は、(1)生命の尊重・個人の尊厳の保持につながることで、(2)人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得ること、(3)国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資すること、(4)医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療上の情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないこととの基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。 ② 死因究明の推進は、(1)死因究明により得られた知見が公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されるとともに、(2)災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び再発の防止等の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。 (2) 基本的施策 ①死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保等、②死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備、③死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備、④警察等における死因究明等の実施体制の充実、⑤死体の検案及び解剖等の実施体制の充実、⑥死因究明のための死体の科学調査の活用、⑦身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備、⑧死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進、⑨情報の適切な管理 (3) 死因究明等推進計画 到達すべき水準・個別的施策等を定め、閣議決定する。実施状況を検証・評価・監視するとともに、3年に1度見直しをおこなう。 (4) 死因究明等推進本部（厚生労働省に設置） ・死因究明等推進計画の案の作成、施策について必要な関係行政機関相互の調整及び施策に関する重要事項の調査審議、施策の実施の推進並びに実施状況の検証・評価・監視を所掌する。 ・本部長として厚生労働大臣、本部員として本部長以外の国务大臣・有識者、その他専門委員・幹事・事務局を置く。 (5) 死因究明等推進地方協議会 地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。	

法 律 名：障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：令和元年6月14日	施行年月日：令和元年6月14日、令和元年9月6日、令和2年4月1日
法 律 番 号：36	主管部局：職業安定局障害者雇用対策課
1. 趣旨 障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。 2. 概要 (1) 障害者の活躍の場の拡大に関する措置	

- ① 国及び地方公共団体に対する措置
 - 国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないこととする。
 - 厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとし、国及び地方公共団体は、同指針に即して、障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならないこととする。
 - 国及び地方公共団体は、障害者雇用推進者（障害者雇用の促進等の業務を担当する者）及び障害者職業生活相談員（各障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者）を選任しなければならないこととする。
 - 国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した障害者の任免状況を公表しなければならないこととする。
 - 国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、公共職業安定所長に届け出なければならないこととする。
- ② 民間の事業主に対する措置
 - 短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者（特定短時間労働者）を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設する。
 - 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主（常用労働者300人以下）を認定することとする。
- (2) 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置
 - ① 厚生労働大臣又は公共職業安定所長による国及び地方公共団体に対する報告徴収の規定を設ける。
 - ② 国及び地方公共団体並びに民間の事業主は、障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類を保存しなければならないこととする。
 - ③ 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化するとともに、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする。

法 律 名：ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律		
公 布 年 月 日：令和元年11月22日		施行年月日：令和元年11月22日
法 律 番 号：55	主管部局：健康局難病対策課	
1. 趣旨 ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定めるものとする。 2. 概要 (1) 対象者（ハンセン病元患者家族） 平成8年3月31日まで（らい予防法が廃止されるまで）の間にハンセン病の発病歴のある者（元患者）と次の親族関係にあった者であって、施行日に生存しているもの。 ① 配偶者（事実婚を含む。） ② 血族である親・子 ③ 1親等の姻族（子の配偶者・養子でない連れ子等）であって、元患者と同居していたもの ④ 血族である兄弟姉妹 ⑤ 2親等の姻族（配偶者の兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・孫の配偶者等）であって、元患者と同居していたもの ⑥ 3親等内の血族（孫・おい・めい等）であって、元患者と同居していたもの ※ 元患者・対象者について、元患者の発病から平成8年3月31日までの間の本邦での居住歴が必要（戦前の台湾、朝鮮等も「本邦」と同様の取扱い）。対象者は、その間に元患者と上記の親族関係を有していたことが必要。 ※ 事実婚により、上記の姻族関係と同等の関係が生じていた場合（事実婚の配偶者の連れ子等）を含む。 (2) 補償金の支給 国は、(1) ①～⑥に列記された親族関係の類型毎に、次の額の補償金を支給。（非課税） ①～③：180万円 ④～⑥：130万円 ※ 対象者の家族の中に複数名の元患者がいる場合、同一事由について損害賠償等を受けた場合等は、補償金の支給について調整。 (3) 権利の認定 ① 補償金受給権の認定は、請求に基づいて、厚生労働大臣が行う（請求期限は5年）。 ② 厚生労働大臣は、対象者であることが明らかな場合を除き、認定審査会の審査を求め、厚生労働大臣は、その審査結果に基づき認定。 (4) 支給手続き等についての周知、相談支援等の実施 (5) 名誉の回復及び福祉の増進 元患者家族等の名誉の回復・福祉の増進につき、国の努力義務を規定している。 ※ 法施行前に死亡した原告については、訴訟を通してこの問題の解決を促したことに鑑み、特にこれに敬意を表し、ねぎらい、いたわるとともに、もってハンセン病元患者の家族の名誉の回復に資するため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則」に基づき特別一時金を支給。		

法 律 名：母子保健法の一部を改正する法律	
公 布 年 月 日：令和元年12月6日	施行年月日：令和3年4月1日
法 律 番 号：69	主管部局：子ども家庭局母子保健課
【産後ケア事業とは】 ○ 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。 【概要】 ○ 現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。 ○ 各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。 【事業内容等】 ○ 実施主体：市町村（※事業の全部又は一部の委託可） ○ 内容：心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話、育児に関する指導若しくは相談その他の援助 ○ 実施類型：①短期入所型 ②通所型（デイサービス型） ③居宅訪問型（アウトリーチ型） ○ 実施施設：病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設 ○ 実施基準：厚生労働省令で定める基準（人員、設備、運営等に係る基準） ○ 対象者：産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児 【他の期間・事業との産前からの連携】 ○ 市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、 ・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整 ・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。	

3 年表

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時 代 背 景	施 策 等		
昭和 13	近衛			13年 厚生省創設	12年 保健所法 13年 国民健康保険法 14年 職員健康保険法、船員保険法		
		木戸					
	平沼	廣瀬					
	阿部	小原・秋田					
	米内	吉田					
	近衛	安井・金光					
		小泉（親）					
	東條						
	小磯	廣瀬・相川					
	鈴木（貴）	岡田					
	東久邇	松村					
	幣原	芦田					
	吉田	河合・吉田					
20	片山	片山・一松	米窪	22年 労働省創設 22年 第1次ベビーブーム	16年 労働者年金保険法 19年 厚生年金保険法		
	芦田	竹田	加藤	25年 朝鮮戦争（特需ブーム） 27年 講和条約	20年 引揚者対策 20年 旧労働組合法 21年 旧生活保護法 21年 労働関係調整法 22年 新保健所法 22年 食品衛生法 22年 児童福祉法 22年 労働基準法 22年 労働者災害補償保険法 22年 職業安定法 22年 失業保険法 23年 予防接種法 23年 医療法 23年 医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法		
	吉田	吉田	吉田				
		林（譲）	増田				
			鈴木（正）				
		黒川	保利				
		橋本（龍伍）	吉武				
		吉武					
		山縣	戸塚				
		草葉	小坂				
	30	鳩山	鶴見			千葉	神武景気
		川崎	西田				
		小林	倉石				
石橋		石橋	松浦			岩戸景気	29年 清掃法 29年 厚生年金保険法改正（定額部分の導入支給開始年齢60歳への引き上げ）
岸		神田					
		堀木		石田			
		橋本（龍伍）	倉石				
		坂田	松野	35年 所得倍増計画	32年 水道法 33年 国保法改正（国民皆保険） 33年 職業訓練法 34年 国民年金法（国民皆年金） 35年 精神薄弱者福祉法 35年 薬事法		
		渡邊（良）					
		石田					
池田		中山	福永	39年 東京オリンピック いざなぎ景気	36年 児童扶養手当法 38年 老人福祉法 39年 母子福祉法 39年 特別児童扶養手当等法 40年 厚生年金保険法改正（1万円年金、厚生年金基金） 40年 母子保健法 40年 精神衛生法改正（通院医療費の公費負担） 41年 国保法改正（7割給付実現） 41年 雇用対策法 42年 公害対策基本法 42年 第1次雇用対策基本計画		
		古井					
		灘尾					
40	佐藤	西村	大橋	45年 高齢化率7%を越える	44年 厚生年金保険法改正（2万円年金） 45年 廃棄物処理法 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法		
		小林（武）					
		神田	石田				
		鈴木（善）	小平	46年 環境庁設置 46年 ドル・ショック	46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法		
			山手				
	坊	早川					
		園田	小川				
		斉藤（昇）	原				
		内田	野原				
		斉藤（昇）	原				

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時 代 背 景	施 策 等		
50	田中（角）	塩見	塚原	46年 第2次ベビーブーム 47年 札幌オリンピック 48年 福祉元年 48年 オイル・ショック	48年 老人福祉法改正（老人医療費無料化） 48年 健保法改正（家族7割給付、高額療養費） 48年 年金制度改正（5万円年金、物価スライドの導入） 49年 雇用保険法		
		斉藤（邦）	田村				
			加藤				
						長谷川	
	三木	福永	大久保	50年 国際婦人年	52年 雇用保険法改正（雇用安定事業創設） 53年 国民健康づくり対策		
		田中（正）	長谷川				
		早川	浦野				
	福田	渡辺（美）	石田	54年 国際児童年	54年 薬事法改正（新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価、GMP等の法制化） 54年 医薬品副作用被害救済基金法		
		小沢	藤井				
	大平	橋本（龍太郎）	藤井	55年 ベビーホテル問題 55年 第二臨調（財政再建） 56年 国際障害者年 56年 日米貿易摩擦	56年 児童福祉法改正、延長・夜間保育の実施 57年 障害者対策に関する長期計画 57年 家庭奉仕員（大幅増員、所得制限撤廃） 57年 老人保健法 58年 浄化槽法 58年 対がん10カ年総合戦略 59年 健保法改正（本人9割給付、退職者医療制度） 59年 雇用保険法改正（再就職手当、高齢求職者給付金の創設） 60年 年金制度改正（基礎年金導入等） 60年 医療法改正（医療計画） 60年 職業能力開発促進法 60年 労働者派遣法 60年 男女雇用機会均等法 61年 老人保健法改正（老人保健施設） 61年 高齢者等雇用安定法（60歳定年の努力義務化） 62年 社会福祉士及び介護福祉士法 62年 精神衛生法改正（人権擁護と社会復帰、名称は精神保健法に改称） 62年 労働基準法改正（週40時間労働制を目標） 63年 第二次国民健康づくり対策 63年 国保法改正（高医療費市町村における運営の安定化）		
			栗原				
野呂		藤波					
鈴木（善）		斉藤（邦）	藤尾				
	園田	初村					
	村山						
	森下						
60	中曽根	林（義）	大野	58年 国連・障害者の十年 東京集中	60年 年金制度改正（基礎年金導入等） 60年 医療法改正（医療計画） 60年 職業能力開発促進法 60年 労働者派遣法 60年 男女雇用機会均等法 61年 老人保健法改正（老人保健施設） 61年 高齢者等雇用安定法（60歳定年の努力義務化） 62年 社会福祉士及び介護福祉士法 62年 精神衛生法改正（人権擁護と社会復帰、名称は精神保健法に改称） 62年 労働基準法改正（週40時間労働制を目標） 63年 第二次国民健康づくり対策 63年 国保法改正（高医療費市町村における運営の安定化）		
		渡部（恒）	坂本				
		増岡	山口				
		今井	林（道）				
		斉藤（十）	平井	円高 地価高騰 バブル景気			
		竹下	藤本		中村	63年 税制改革 01年 改元	
			小泉（純）		丹羽（兵）		
			堀内				
宇野							
平成 元	海部	戸井田	福島	02年 イラク・クウェート侵攻 02年 統一ドイツ誕生 元年 合計特殊出生率が1.57となる 03年 湾岸戦争 03年 ソ連邦消滅・ロシア連邦その他の誕生 地価下落始まる			
		津島	塚原				
	5	宮澤	山下		近藤	03年 育児休業法 03年 中小企業労働力確保法 04年 健保法改正（中期財政運営の導入） 04年 医療法改正（医療提供の理念の規定） 04年 看護職員人材確保法 05年 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法改正（希少病用医薬品、医療機器の研究開発促進） 05年 福祉用具法 05年 精神保健法改正（グループホームの法定化） 05年 障害者対策に関する新長期計画 05年 パートタイム労働法 05年 労働基準法改正（週40時間労働制原則化、変形労働制導入） 05年 雇用支援トータルプログラム 06年 21世紀福祉ビジョン 06年 地域保健法（保健所機能の強化） 06年 健保法等改正（入院時の食事療養に係る給付の見直し・付添看護の解消）	
			丹羽（雄）		村上		
細川		大内	坂口				
		羽田		鳩山（邦）			

年号	総理大臣	厚生大臣	労働大臣	時 代 背 景	施 策 等
10	村山（富）	井出	浜本	06年 高齢化率14%を超える	06年 年金制度改正（60歳前半の老齢厚生年金の見直し） 06年 エンゼルプランの策定 06年 新ゴールドプランの策定 06年 がん克服新10か年戦略 06年 高齢者等雇用安定法改正（60歳定年義務化、65歳継続雇用の努力義務化） 06年 雇用保険法改正（高齢雇用継続給付・育児休業給付創設）
		森井	青木	07年 阪神・淡路大震災	06年 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 07年 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律 07年 容器包装リサイクル法 07年 障害者プランの策定 07年 精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改称） 07年 育児休業法改正（介護休業制度創設、名称は育児・介護休業法に改称）
		菅	永井	社会保障構造改革	07年 新総合的雇用対策 08年 らい予防法廃止 08年 薬事法改正（医薬品安全性確保対策の充実） 09年 廃棄物処理法改正（施設設置手続きの明確化・不法投棄対策等）
	橋本（龍太郎）	小泉（純）	岡野		09年 精神保健福祉士法 09年 児童福祉法改正（保育制度改正） 09年 健保法等改正（本人8割給付） 09年 臓器移植法 09年 介護保険法 09年 男女雇用機会均等法改正（女性に対する差別の禁止等） 10年 日独社会保障協定署名（平成12年2月1日発効） 10年 感染症法 10年 雇用活性化総合プラン
			伊吹	10年 長野オリンピック	
	小淵	宮下	甘利	完全失業率の急上昇 11年 国際高齢者年	11年 緊急雇用対策 11年 新エンゼルプランの策定 11年 精神保健福祉法改正（在宅福祉事業にホームヘルプ・ショートステイを追加、医療保護入院の要件の明確化）
		丹羽（雄）	牧野		12年 日英社会保障協定署名（平成13年2月1日発効） 12年 年金制度改正（給付総額の伸びの調整等） 12年 医師法改正（臨床研修の必修化） 12年 社会福祉法 12年 労働契約承継法 12年 児童虐待防止法 12年 児童手当法改正（義務教育就学前まで延長）
	森	津島	吉川		13年 厚生労働省発足
		坂口	坂口		13年 確定給付企業年金法・確定拠出年金法 13年 ハンセン病補償法 13年 社会保障改革大綱 13年 個別労働紛争解決促進法 13年 育児・介護休業法改正（時間外労働の制限等） 13年 総合雇用対策 14年 ワークシェアリングに関する政労使合意 14年 身体障害者補助犬法 14年 薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法改正（市販後安全対策の充実等、血液法の抜本改正） 14年 健康増進法 14年 健保法等改正 14年 食品衛生法改正（輸入食品への罰則強化等） 14年 ホームレス自立支援法 14年 雇用問題に関する政労使合意 14年 改革加速プログラム 14年 多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使合意
	小泉（純）				15年 イラク戦争
15					15年 食品衛生法等改正（「食品安全基本法」の成立を踏まえた見直し） 15年 次世代育成支援対策推進法 15年 児童福祉法改正（子育て支援事業の法定化） 15年 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法 15年 少子化社会対策基本法 15年 心神喪失者等医療観察法 15年 雇用保険法改正（早期再就職の促進） 15年 新障害者プラン 15年 労働基準法改正（解雇ルールの策定、有期契約及び裁量労働制に関する見直し） 15年 感染症法及び検疫法改正（感染症対策の充実強化）

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時 代 背 景	施 策 等
17		尾辻		16年 第3次対がん10か年総合戦略 16年 日韓社会保障協定署名（平成17年4月1日発効） 16年 日米社会保障協定署名（平成17年10月1日発効） 16年 特別障害給付金支給法 16年 児童虐待防止法改正（児童虐待の定義の見直し、国及び地方公共団体の責務の改正等） 16年 少子化社会対策大綱 16年 児童手当法改正（小学校第3学年修了前まで延長） 16年 児童福祉法改正（児童相談に関する体制の充実等） 16年 育児・介護休業法改正（休業の対象労働者の拡大等） 16年 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）の策定 16年 水道ビジョン 16年 年金制度改正（保険料水準の上限固定及び給付水準の自動調整の仕組みの導入、年金積立金管理運用独立行政法人の設立等） 17年 日ベルギー社会保障協定署名（平成19年1月1日発効） 17年 日仏社会保障協定署名（平成19年6月1日発効） 17年 食育基本法 17年 労働組合法改正（不当労働行為事件の審査手続・体制の整備） 17年 介護保険法改正（予防重視型システムへの転換等） 17年 障害者自立支援法成立（障害種別にかかわらず一元的にサービスを提供する仕組みの創設等）
		川崎		18年 石綿による健康被害の救済に関する法律 18年 日加社会保障協定署名（平成20年3月1日発効） 18年 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園の制度化） 18年 薬事法改正（販売制度改正、違法ドラッグ対策の強化） 18年 男女雇用機会均等法改正（性差別禁止の範囲の拡大等） 18年 医療法等改正（良質な医療を提供する体制の確立を図る） 18年 健保法等改正 18年 自殺対策基本法 18年 がん対策基本法
18				
19	安倍	柳澤		19年 日豪社会保障協定署名（平成21年1月1日発効） 19年 雇用保険法改正（受給資格要件の見直し） 19年 パートタイム労働法改正（パート労働者の均衡待遇の確保等） 19年 雇用対策法及び地域雇用開発促進法改正（労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化等） 19年 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（各国協定ごとに制定してきた実施特例法に代えてその内容を包括的に定めるもの） 19年 日本年金機構法 19年 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律 19年 年金時効特例法（年金記録の訂正に係る年金の支給を受ける権利についての時効の特例等）
	福田	舩添		19年 厚生年金特例法（事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務の履行が明らかでない場合の厚生年金の保険給付に関する特例等） 19年 児童虐待防止法改正（児童の安全確認等のための立入調査等の強化等） 19年 労働契約法 19年 自殺総合対策大綱
20				20年 日オランダ社会保障協定署名（平成21年3月1日発効） 20年 日チェコ社会保障協定署名（平成21年6月1日発効） 20年 新雇用戦略 20年 日スペイン社会保障協定署名（平成22年12月1日発効） 20年 労働基準法改正（時間外労働の割増賃金率の引き上げ等）
	麻生			20年 自殺総合対策大綱（一部改正） 20年 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律 21年 肝炎対策基本法 21年 日イタリア社会保障協定署名 21年 雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意 21年 育児・介護休業法改正（短時間勤務制度の義務化等） 21年 延滞金軽減法（社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減） 21年 遅延加算金法（年金記録の訂正がなされた上で受給権に係る裁定が行われた場合において本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算金を支給） 21年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成21年度からの基礎年金国庫負担割合2分の1を実施） 21年 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（脳死判定・臓器摘出要件の変更等）
21	鳩山	長妻		21年 日アイルランド社会保障協定署名（平成22年12月1日発効）

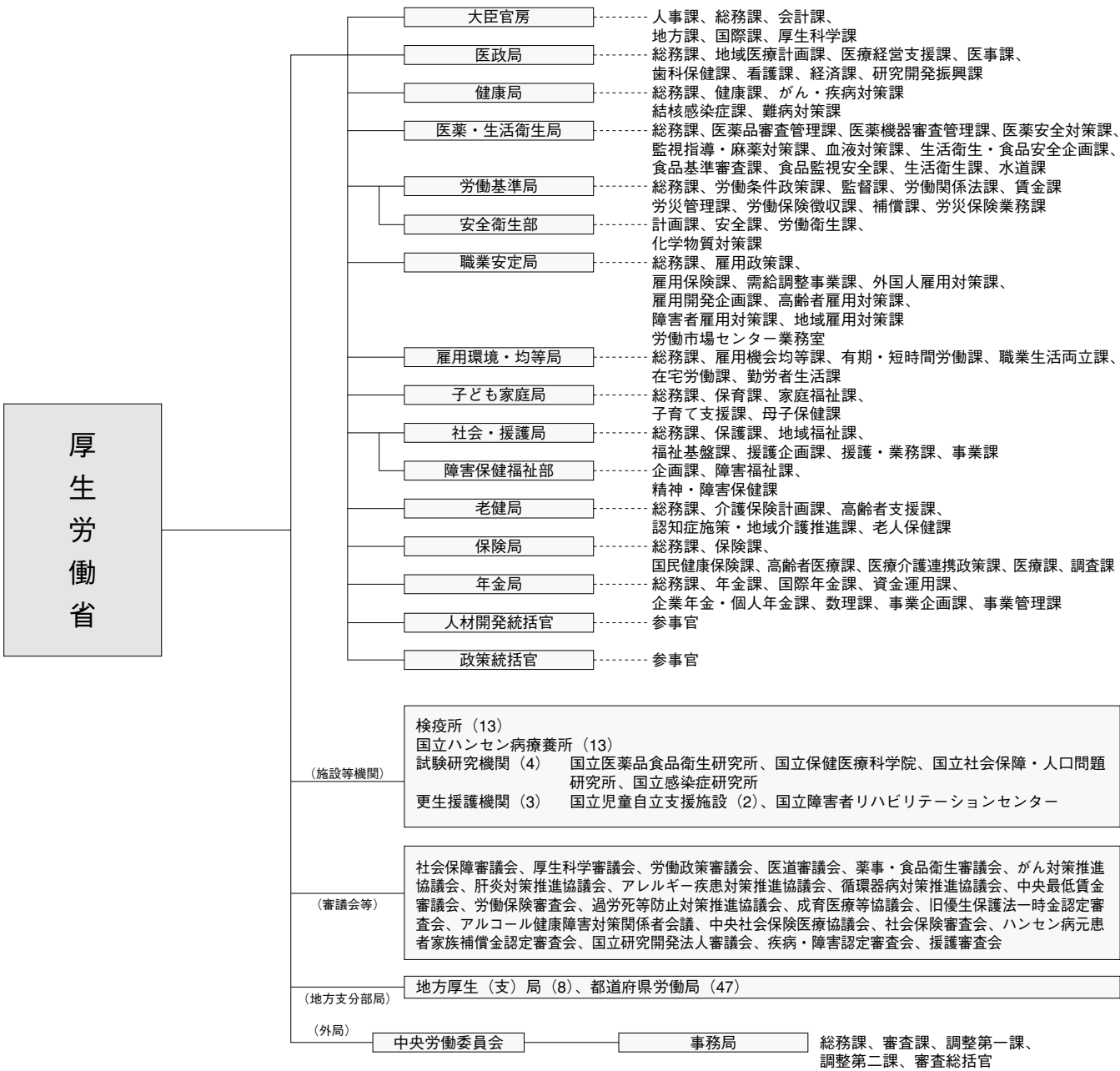
年号	総理大臣	厚生労働大臣	時 代 背 景	施 策 等
22	菅	細川（9月～）		22年 子ども-子育てビジョンの策定 22年 雇用保険法改正（適用範囲の拡大等） 22年 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（保険料の引上げ幅を抑制するために必要な財政支援措置等） 22年 日 ブラジル社会保障協定署名（平成24年3月1日発効） 22年 日 スイス社会保障協定署名（平成24年3月1日発効） 22年 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律 22年 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律
23				23年 雇用保険法等改正（賃金日額の引き上げ等） 23年 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 23年 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 23年 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 23年 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（国民年金保険料の納付可能期間の延長）
24	野田	小宮山（9月～）		23年 平成23年度における子ども手当の支給に関する特別措置法 24年 雇用保険法等改正（給付日数の拡充措置の延長等） 24年 児童手当法改正（支給対象年齢を中学校修了前まで延長し、手当額を拡充した新しい児童手当制度） 24年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律 24年 国民健康保険法改正（市町村国保の財政基盤強化策の恒久化、財政運営の都道府県単位化の推進等） 24年 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 24年 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 24年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（受給資格期間の短縮等） 24年 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 24年 高齢者雇用安定法改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止等） 24年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合を2分の1とする等） 24年 年金生活者支援給付金の支給に関する法律 24年 日インド社会保障協定署名（平成28年10月1日発効） 24年 自殺総合対策大綱の見直し
25	安倍	田村（12月～）		25年 新水道ビジョン 25年 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（厚生年金基金制度の見直し、第3号被保険者の記録不整合問題への対応） 25年 健保法等改正（全国健康保険協会への財政支援措置延長等） 25年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 25年 薬事法等の一部を改正する法律（医薬品等に係る安全対策の強化医療機器の特性を踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性も踏まえた規制の構築） 25年 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（医薬品の販売方法に関するルールの整備、指定薬物の所持等の禁止） 25年 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障制度改革の全体像・進め方を明示） 25年 日ハンガリー社会保障協定署名（平成26年1月1日発効）
26				26年 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等）

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時 代 背 景	施 策 等
27		塩崎（9月～）		26年 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（新たな感染症の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集体制の強化等）
				26年 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律
28				26年 日ルクセンブルク社会保障協定署名（平成29年8月1日発効）
				26年 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律
29				26年 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律
				26年 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律
30				27年 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律
				27年 女性の職業生活における活躍に関する法律
31				27年 公認心理師法
				27年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律
令和元				27年 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（①新卒募集を行う企業による職場情報提供の仕組み②ハローワークでの一定の労働関係法令違反の求人者の求人不受理③若者の雇用管理が優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定制度）等を実施）
				27年 日フィリピン社会保障協定署名（平成30年8月1日発効）
令和2				27年 自殺対策基本法の一部を改正する法律
				28年 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律
令和3				地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
				28年 児童福祉法等の一部を改正する法律
令和4				28年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律
				28年 発達障害者支援法の一部を改正する法律
令和5				28年 確定拠出年金法等の一部を改正する法律（個人型確定拠出年金の加入者範囲の拡大等）
				28年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（受給資格期間の短縮の早期実施）
令和6				28年 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（管理監督体制の強化と技能実習生の保護等）
				28年 がん対策基本法の一部を改正する法律
令和7				28年 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、年金額の改定ルールの見直し等）
				雇用保険法等の一部を改正する法律
令和8				29年 臨床研究法
				29年 医療法等の一部を改正する法律
令和9				29年 厚生労働省設置法の一部を改正する法律
				29年 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律
令和10				29年 雇用保険法等の一部を改正する法律
				29年 日スロバキア社会保障協定署名（令和元年7月1日発効）
令和11				29年 自殺総合対策大綱の見直し
				29年 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
令和12				30年 日中社会保障協定署名（令和元年9月1日発効）
				30年 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律
令和13				30年 食品衛生法等の一部を改正する法律
				30年 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律
令和14				30年 健康増進法の一部を改正する法律
				30年 医療法及び医師法の一部を改正する法律
令和15				30年 水道法の一部を改正する法律
				30年 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する法律
令和16				31年 日スウェーデン社会保障協定署名
				元年 日フィンランド社会保障協定署名
令和17				元年 医療保険制度の適切かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律
				元年 女性の職業生活における活躍を推進する法律等の一部を改正する法律
令和18				元年 死因究明等推進基本法
				元年 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

年号	総理大臣	厚生労働大臣	時 代 背 景	施 策 等
02				元年 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 元年 母子保健法の一部を改正する法律 02年 労働基準法の一部を改正する法律 02年 雇用保険法等の一部を改正する法律

4 厚生労働省の機構

厚生労働省組織図（令和2年8月7日現在）



5 主な厚生労働統計調査等一覧

1 人口・保健福祉全般

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
人口動態調査 (基幹統計調査)	人口動態事象を把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関する事項	戸籍法及び死産の届出に関する規程により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数	毎月	速報 調査月の約2か月後 月報 調査月の約5か月後 年間推計 調査年の12月下旬 月報年計概数 調査年の翌年6月 年報確定数 調査年の翌年9月
政策統括官付 人口動態・保健社会統計室					
国民生活基礎調査 (基幹統計調査)	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得る。	世帯業態・構造・類型、家計支出額、医療保険の加入状況、要介護者等の状況、主な介護者の状況、介護サービスの利用状況、就業状況、公的年金の加入・受給状況、入院・通院の状況、自覚症状、所得の種類別金額、課税の状況、生活意識、貯蓄現在高、借入金残高等	全国の世帯及び世帯員 (3年ごとの大規模年は、約28万世帯、69万人を、中間年は約6万世帯、14万人を抽出)	毎年 (直近の大規模調査は、令和元年実施)	集計後 速やかに公表
政策統括官付 世帯統計室					
21世紀出生児縦断調査 (一般統計調査)	平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察するとともに世代による違いを検証し、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族構成、就業の状況、子育ての意識、父母の家事・育児分担状況、子育ての悩みの相談先、食生活習慣、遊びの態様、けが・病気の状況等	全国の平成22年5月10日から同月24日の間に出生した子のすべて (全国の平成13年1月10日から同月17日の間及び7月10日から同月17日の間に出生した子のすべてを対象とした平成13年出生児については、第16回調査(16歳)からは実施主体を文部科学省とする共管調査としている)	毎年	集計後 速やかに公表
政策統括官付 世帯統計室					
21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査) (一般統計調査)	調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況等	平成24年10月末時点で20～29歳であった男女及びその配偶者(平成14年10月末時点で20～34歳であった男女及びその配偶者を対象とした平成14年成年者については平成27年(第14回)調査をもって終了した)	毎年	集計後 速やかに公表
政策統括官付 世帯統計室					
中高年者縦断調査(中高年者の生活に関する継続調査) (一般統計調査)	団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して、その健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。	家族の状況、健康の状況、就業の状況、社会活動等の状況、住居・家計の状況等	平成17年10月末現在で50～59歳であった全国の男女	毎年	集計後 速やかに公表
政策統括官付 世帯統計室					
所得再分配調査 (一般統計調査)	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを把握し、社会保障施策の浸透状況、影響度について明らかにする。	性、出生年月、拠出金(生命保険、損害保険の掛金、税金等)、受給金(生命保険、損害保険の保険金)、病院の通・入院状況、治療費支払方法、介護・保育の利用状況	全国の世帯及び世帯員(約15,000世帯を抽出)	3年 直近は (平成29年実施)	集計後 速やかに公表
政策統括官付 政策評価官室					
公的年金加入状況等調査 (一般統計調査)	15歳以上の世帯員について、公的年金加入状況、世帯の状況、就業状況、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。	就業状況、就学状況、公的年金加入状況、老後の生活設計、公的年金制度に関する周知度等	15歳以上の世帯員(約9万世帯を抽出)	3年 直近は (令和元年実施)	集計後 速やかに公表
年金局 事業企画課調査室					
国民年金被保険者実態調査 (一般統計調査・業務統計)	国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金制度に対する意識、保険料未納の理由など今後の年金制度の検討及び国民年金の事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。	就業及び就学の状況、世帯の状況(消費支出額、生命保険支出額等)、国民年金に関する納付状況、国民年金に関する意識、本人及び世帯の所得の状況等	国民年金第1号被保険者約6万人 (本人及び世帯の所得の状況等については約12万人)	3年 令和2年 実施予定	集計後 速やかに公表
年金局 事業企画課調査室					

2 社会福祉統計

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
福祉行政報告例 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握し、社会福祉行政運営のための基礎資料を得る。	各都道府県・指定都市・中核市における社会福祉行政の業務実績等	都道府県・指定都市・中核市	毎月・毎年度	10月下旬 毎月（概数）
社会福祉施設等調査 (一般統計調査) 政策統括官付 社会統計室	全国の社会福祉施設等の数、在所有者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得る。	施設の経営主体、定員、在所有者、従事者等	全国の社会福祉施設等の全数	毎年	12月下旬
地域児童福祉事業等調査 (一般統計調査) 子ども家庭局 総務課	保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村（特別区を含む）の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得る。	市町村事業票 保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況等	市町村、特別区	毎年	9月下旬
介護サービス施設・事業所調査 (一般統計調査) 政策統括官付 社会統計室	全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備等に関する基礎資料を得る。	(1) 介護保険施設 開設・経営主体、定員、在所有者数、従事者数、居室等の状況等 (2) 居宅サービス事業所等 開設・経営主体、利用者数、従事者数等	全国の介護保険施設及び事業所の全数	毎年	12月下旬
介護給付費等実態統計 (業務統計) 政策統括官付 社会統計室	介護サービスの受給にかかる給付費等の状況を把握し、介護報酬の改定をはじめとした介護保険制度の円滑な運営に必要な基礎資料を得る。	介護給付費明細書及び介護予防・日常生活支援総合事業費明細書等 介護サービス種類別の受給者数及び介護サービス内容別の件数、回数、単位数、費用額等	介護保険総合データベースに蓄積されている各都道府県国民健康保険団体連合会が審査したすべての介護給付費明細書等	—	月報・年度報： 集計後 速やかに公表
介護事業経営概況調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護保険制度における各種介護サービスを提供する施設及び事業所の収支状況等を把握し、おおむね3年ごとに実施される介護報酬の改定に向け、介護報酬改定の骨格案を検討するための基礎資料を収集することを目的とする。	サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況 等	介護保険サービスの指定施設・事業所	3年 直近は 令和元年実施	社会保障審議会介護給付費分科会において公表
介護事業経営実態調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護保険制度における各種介護サービスを提供する施設及び事業所の収支状況等を把握し、おおむね3年ごとに実施される介護報酬の改定に向け、介護報酬改定の骨格案を検討するための基礎資料を収集することを目的とする。	サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況 等	介護保険サービスの指定施設・事業所	3年 直近は 平成29年実施	社会保障審議会介護給付費分科会において公表
介護従事者処遇状況等調査 (一般統計調査) 老健局 老人保健課	介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。	給与等の状況、介護従事者の処遇状況、個別の従事者の勤務形態、労働時間、資格の取得状況、基本給額 等	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所	直近は平成30年 実施	社会保障審議会介護給付費分科会において公表

3 保健統計

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
衛生行政報告例 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営のための基礎資料を得る。	精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、難病・小児慢性特定疾病関係、狂犬病予防関係	都道府県・指定都市・中核市	毎年度・隔年 (隔年報の直近は 平成30年実施)	年度報：10月下旬 隔年報：7月中旬
地域保健・健康増進 事業報告 (一般統計調査) 政策統括官付 行政報告統計室	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。	母子保健等サービスの実施状況、予防接種の状況、保健所の連絡調整等の実施状況、職員の設置状況及び保健所職員の市町村への援助状況、健康増進事業の実施状況等	保健所・市区町村	毎年度	3月中旬
医療施設調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 保健統計室	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	静態調査 施設名、開設者、許可病床数、診療科目、従事者数、診療及び検査の実施状況等 動態調査 施設名、所在地、開設者、処分等の種類、許可病床数等	静態調査 全国の病院及び診療所 動態調査 医療法に基づく届出や処分があった医療施設	静態調査 3年 (直近は 平成29年実施) 動態調査 毎年 毎月	9月下旬 毎月 (概数)
病院報告 (一般統計調査) 政策統括官付 保健統計室	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。	在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等	全国の病院及び療養病床を有する診療所	毎月	9月下旬 毎月 (概数)
医師・歯科医師・薬剤師統計 (業務統計) 政策統括官付 保健統計室	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。	住所、性、生年月日、業務の種別、従事する診療科名(薬剤師を除く)、従事先の所在地等	全国の医師、歯科医師、薬剤師	2年 直近は (平成30年届出)	12月中旬
患者調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 保健統計室	医療施設(病院、一般診療所及び歯科診療所)を利用する患者について、その属性、入院・来院時の状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計することにより、医療行政の基礎資料を得る。	患者の性別、受療の状況、診療費等支払方法、入院・外来の種別、紹介の状況、病床の種別等	全国の医療施設を利用する患者 (病院約6,500施設、一般診療所約6,000施設、歯科診療所約1,300施設を抽出)	3年 直近は (平成29年実施)	3月下旬
国民健康・栄養調査 (一般統計調査) 健康局 健康課	国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況等を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得る。	食事状況(欠食、外食)、食物摂取状況(食品名、摂取量)、身長、体重、血圧、血液検査、歩行数、喫煙、飲酒、運動習慣、生活習慣に関する事項等	全国の世帯及び世帯員(約5,700世帯約15,000人を抽出)	毎年	集計後 速やかに公表
薬事工業生産動態統計調査 (基幹統計調査) 医政局 経済課	医薬品、医療機器、医薬部外品及び再生医療等製品の生産及び輸出入の実態を明らかにし、薬事行政の基礎資料を得る。	薬効分類・用途区分別等の生産・出荷・月末在庫金額、数量等	医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者	毎月	月報：調査月の翌月15日の翌日から起算して60日後 年報：翌年中
医療経済実態調査 (医療機関等調査) (一般統計調査) 中央社会保険医療協議会 (保険局医療課)	病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(病院用) 損益、職種別常勤職員給料等(一般診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等(歯科診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等(保険薬局用) 損益、職種別常勤職員給料等	全国の社会保険による診療等を行っている医療機関等 (病 院：抽出率 1/3) 一般診療所： 〳 1/20 歯科診療所： 〳 1/50 保険薬局： 〳 1/25	2年 直近は (令和元年実施)	11月上旬
医療経済実態調査 (保険者調査) (一般統計調査) 中央社会保険医療協議会 (保険局調査課)	医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。	(土地に関する調査) 施設の種類の、面積、取得価額、時価評価額等 (直営保養所、保健会館に関する調査) 建物の面積、帳簿価額、利用者数、経営収支	全国の健康保険組合及び共済組合	2年 直近は (令和元年実施)	11月上旬
受療行動調査 (一般統計調査) 政策統括官付 保健統計室	全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。	診察等までの待ち時間、診察時間、病院を選んだ理由、医師から受けた説明の程度、今後の治療・療養の希望、満足度等	全国の一般病院を利用する患者 (約500施設)	3年 直近は (平成29年実施)	9月中旬

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
食中毒統計調査 (業務統計) 医業・生活衛生局 食品監視安全課	食中毒の患者並びに食中毒死者の発生状況を把握し、食品衛生対策の基礎資料を得る。	原因となった家庭・業者・施設等の所在地、名称、発病年月日、原因食品名、病因物質、患者数、死者数等	全国の保健所	毎月	3月中旬
食肉検査等情報還元調査 (一般統計調査・業務統計) 医業・生活衛生局 食品監視安全課	と畜場等における食用に供するために行う獣畜の処理事業、食鳥処理の事業の実態を把握し、都道府県等を通して、データを家畜生産段階に還元することにより、食肉の安全性を確保するとともに、都道府県等の衛生行政の推進に当たって、全国的な状況等を随時利用できる体制を構築し、円滑な行政推進を図るための基礎資料を得るものである。	と畜場数、と畜状況、と畜検査頭数、食鳥処理場数、食鳥処理衛生管理者数、届出食肉販売業者数、食鳥検査羽数、化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設数等、死亡獣畜取扱場数、畜舎及び家きん舎数	都道府県、保健所を設置する市及び特別区（ただし、報告を求める事項のうち、と畜場、と畜場外とさつ頭数、と畜場内とさつ頭数、処分別実頭数及び疾病別頭数については、都道府県及び保健所を設置する市のみ報告を行う。）	毎年	集計後 速やかに公表

4 雇用統計

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
毎月勤労統計調査 (基幹統計調査) 全国調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について全国的変動を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、常用労働者の種類等	日本標準産業分類（平成25年10月改定）による16大産業、事業所規模5人以上の事業所	毎月	速報 調査月の翌々月初め 確報 調査月の翌々月中旬
地方調査	常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について都道府県別の変動を明らかにする。	全国調査に同じ	全国調査に同じ	全国調査に同じ	速報 調査月の翌々月中
特別調査 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所の雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにする。	賃金、労働時間、常用労働者数、勤続年数等	16大産業、事業所規模1～4人の事業所	毎年	12月
雇用動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	主要産業における入職・離職・未充足求人の状況並びに入職者、離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情等を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。	事業所一常用労働者の移動状況、未充足求人数等 入職者一入職経路、前職の有無、離職期間、賃金変動状況等 離職者一職業、勤続期間、離職理由等	日本標準産業分類（平成25年10月改定）による16大産業、事業所規模5人以上の事業所、調査年中の調査事業所における入職者及び離職者	年2回	年計8月、 上半期12月
雇用の構造に関する実態調査 (一般統計調査) 令和元年：就業形態の多様化に関する総合実態調査	正社員及び正社員以外の労働者のそれぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意識面を含めて把握することで、多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進等に資することを目的とする。	(事業所調査) 事業所の属性、労働者比率等の変化、正社員以外の労働者を活用する理由、正社員以外の労働者の活用上の問題点、就業形態別各種制度の適用状況 (個人調査) 個人の属性、就業の実態について、賃金等について、各種制度及び満足度について	(事業所調査) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）による16大産業、常用労働者5人以上の事業所 (個人調査) 上記の事業所で就業している労働者	不定期	令和2年11月予定
労働経済動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	景気の変動、労働力需給の変化等が雇用、労働時間等に及ぼしている影響やそれらに関する今後の見通し等を調査し、労働経済の変化の方向等を把握し、労働政策の基礎資料とする。	生産・売上等の動向、雇用、労働時間の動向、常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数、雇用調整等の実施状況等	日本標準産業分類（平成25年10月改定）による12大産業に属する常用労働者30人以上の民営事業所	年4回	3月、6月、9月、 12月
労使関係総合調査 (一般統計調査) ①労働組合基礎調査	我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにする。	労働組合の種類、適用法規、組合員数、加盟上部組合の系統等	全国のすべての労働組合	毎年	12月

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
②実態調査 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	労働組合の組織及び労働組合の活動の実態、団体交渉や労働協約締結・労働争議に係る状況、労使コミュニケーションの状況等労使関係の実態を明らかにする。	(令和元年調査：労使コミュニケーション調査) (事業所調査) 事業所の属性に関する事項、労使コミュニケーション全般に関する事項、労使協議機関に関する事項、職場懇談会に関する事項、苦情処理に関する事項、外部の機関等の利用に関する事項、労使関係についての認識 (労働者調査) 個人の属性に関する事項、労使コミュニケーション全般に関する事項、労働組合に関する意識、労使協議機関に関する事項、個人の処遇に関する事項	(事業所調査) 16大産業に属する常用労働者30人以上の民営事業所 (労働者調査) 上記の事業所に雇用される常用労働者	毎年	6月
労働争議統計調査 (一般統計調査) 政策統括官付 雇用・賃金福祉統計室	我が国における労働争議の状況を明らかにする。	争議の総参加人員、行為参加人員、争議行為形態別期間、争議行為形態別行為参加人員、争議行為形態別労働損失日数等	全争議	毎月	8月
家内労働等実態調査 (一般統計調査) 雇用環境・均等局 在宅労働課	家内労働の実態を把握し、家内労働対策を推進するための基礎資料を得る。	委託者の委託条件等 家内労働者の労働条件等	全国の委託者及び家内労働者の中から一定の方法で抽出	3年 直近は 平成29年実施	調査年度の 3月を予定
雇用均等基本調査 (平成19年度より 「女性雇用管理基本 調査」から名称変更) (一般統計調査) 雇用環境・均等局 雇用機会均等課	主要産業における男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握する。	男女雇用機会均等法に基づく企業における女性の採用、配置・昇進等の雇用状況及び育児・介護休業制度の規定・運用状況等に関する事項等	(企業調査) 16大産業に属する常用労働者10人以上の民営企業(事業所調査) 16大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所	毎年	7月予定
能力開発基本調査 (一般統計調査) 人材開発統括官付 人材開発政策担当参事官室	我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資する。	(企業調査) 企業の概要、OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用等 (事業所調査) 事業所の概要、教育訓練の実施状況、人材育成、キャリア形成支援、技能の継承等 (個人調査) 労働者の属性、教育訓練受講状況、自己啓発実施状況、職業生活設計等	(企業調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって、常用労働者30人以上の民営企業 (事業所調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって常用労働者30人以上の民営事業所 (個人調査) 事業所調査の対象事業所に就業している常用労働者	毎年	5月予定

5 賃金福祉統計

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
賃金構造基本統計調査 (基幹統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。	きまって支給する現金給与額、年間賞与その他特別給与額、労働者の種類、職種、役職、性、年齢、最終学歴、勤続年数、在留資格、新規学卒者の初任給額等	16大産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所及び労働者	毎年	11月 (初任給) 3月 (全国及び都道府県別)
就労条件総合調査 (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。	企業の属性に関する事項、労働時間制度に関する事項、賃金制度に関する事項等	16大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業	毎年	10月
賃金引上げ等の実態に関する調査 (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	労働組合のない企業を含めた民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握する。	1人平均賃金の改定額・改定率、賃金の改定方式、賃金の改定事情、賞与支給状況、賞与決定方式等	15大産業に属する常用労働者100人以上の会社組織の民営企業（ただし、製造業、卸売業、小売業は30人以上）	毎年	11月
労働災害動向調査 (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	主要産業における年間の労働災害の発生状況を明らかにする。	延べ実労働時間数、労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数等	(事業所調査) 主要産業に属する常用労働者10人以上の事業所（ただし、常用労働者10～29人は製造業の特定8産業のみ） (総合工事業調査) 労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上または工事の請負金額が税抜き1億8,000万円以上の工事現場	(事業所調査) 毎年 (総合工事業調査) 半年	(事業所調査) ・常用労働者100人以上の事業所 5月 ・常用労働者10人以上の事業所 11月 (総合工事業調査) 5月
労働安全衛生調査 (実態調査) (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及び安全衛生教育の実施状況等の実態並びにそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス、受動喫煙等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とする。	(事業所調査) メンタルヘルス対策、長時間労働者に対する取組、受動喫煙防止対策、産業保健等 (個人調査) 仕事や職業生活における不安やストレス、長時間労働、受動喫煙等	(事業所調査) 17大産業に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (個人調査) 上記事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者	5年 直近は (平成30年実施)	9月
労働安全衛生調査 (労働環境調査) (一般統計調査) 政策統括官付 賃金福祉統計室	危険有害業務の状況及び労働環境の変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の形成など労働安全衛生対策の推進に資する。	(事業所調査) 有害業務、設備対策、作業環境測定、GHSラベルの表示状況及び安全データシート（SDS）の交付状況等 (個人調査) 有害業務の従事状況、化学物質等（ずい道工事現場調査） 粉じん抑制対策、作業環境測定の実施状況等	(事業所調査) 特定産業に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所 (個人調査) 上記事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者 (ずい道工事現場調査) 建設業（ずい道建設工事に限る。）で労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事請負金額が税抜き1億8,000万円以上（保険関係成立年月日が平成27年（2015年）3月31日以前の工事現場については、税込み1億9,000万円以上）の工事現場	5年 直近は (令和元年実施)	9月

調査名	目 的	事 項	対 象	調査周期	公表時期
賃金事情等総合調査 中央労働委員会	労働争議の調整の参考資料	①賃金事情調査（賃金体系、諸手当の内容、賃金改定状況、モデル所定内賃金等） ②退職金、年金及び定年制事情調査（退職金・年金制度の内容、支給の実態、モデル退職金等） ③労働時間、休日・休暇調査（年間所定労働時間、年間休日数、所定外労働の割増賃金率、年次有給休暇、特別休業・休暇制度、ワーク・ライフ・バランスへの取組状況等）	資本金5億円以上、労働者1,000人以上の企業の中から、独自に選定した企業	①は毎年 ②、③は隔年	集計が完了次第
最低賃金に関する実態調査 （一般統計調査） 労働基準局 賃金課	中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議のための基礎資料を得る（最低賃金に関する基礎調査票、賃金改定状況調査票を使用）。	賃金改定実施状況別事業所割合、事業所の平均賃金改定率、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率等	賃金改定状況調査票については、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）の事業所規模30人未満の事業所（最低賃金に関する基礎調査票については、製造業の事業所規模を100人未満に変更し、事業所規模100人未満の情報通信業のうち新聞業・出版業の事業所を追加）	毎年	7月以降 最低賃金審議会の資料として公表
大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査 （一般統計調査） 人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援 担当参事官室	毎年3月に大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校を卒業する予定の学生・生徒について就職内定状況等を把握し、就職問題に適切に対処するための参考資料を得る。	・調査対象校における調査対象母集団数 ・調査対象校における本調査の調査対象者数（標本数） ・調査対象者の進路希望 ・就職希望者の在学における専攻内容 ・調査対象者が企業等より内定を受けた時期	文部科学省及び厚生労働省において、設置者・地域の別を考慮して全国から抽出した大学（62校（うち、国立大学21校、公立大学3校、私立大学38校））短期大学（20校）、高等専門学校（10校）、及び専修学校（20校）の卒業予定者のうちから、一定の方法により抽出した6,250人	年4回 （10月、12月、 2月、4月）	・10月調査 ・11月中旬 ・12月調査 ・01月中旬 ・2月調査 ・3月中旬 ・4月調査 ・5月中旬
労務費率調査 （一般統計調査） 労働基準局 労災管理課	請負による建設事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる労務費率の改定の基礎資料とする。	工事の請負金額、保険料、支払賃金額等	建設事業	原則として3年	労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会の 資料として公表
障害者雇用実態調査 （一般統計調査） 職業安定局 障害者雇用対策課	主要産業の民営事業所における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用者数、雇用管理上の措置等を調査するとともに、雇用されている障害者本人に対し、職場環境・職場生活等を調査し、その実態を明らかにし、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資する。	（事業所調査） 障害のある雇用労働者の障害の種類・程度、給与、労働時間、勤続年数、雇用状況等 （個人調査） 上記事業所に雇用されている障害者個人の住居、生活状況、離職理由、職場における配慮の状況等	（事業所調査） 18大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所 （個人調査） 上記の事業所調査の対象事業所に雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者	5年 直近は （平成25年実施）	12月